令和７年度「人権教育研究推進事業」総合推進地域事業

都道府県・指定都市名（　新潟県　）

１．基本情報

推進地域名	阿賀町

〇推進地域市区町村教育委員会名

阿賀町教育委員会

〇これまでの研究指定等の状況

―

〇推進協力校

・阿賀町立津川小学校
学　級　数：９学級（うち特別支援学級３学級）
児童生徒数：９８人（令和６年４月１日現在）

・阿賀町立上川小学校
学　級　数：６学級（うち特別支援学級２学級）
児童生徒数：４４人（令和６年１月１日現在）

・阿賀町立三川小学校
学　級　数：８学級（うち特別支援学級２学級）
児童生徒数：７９人（令和６年４月１日現在）

・阿賀町立阿賀津川中学校
学　級　数：６学級（うち特別支援学級３学級）
児童生徒数：１０３人（令和６年４月１日現在）

・阿賀町立三川中学校
学　級　数：５学級（うち特別支援学級２学級）
児童生徒数：４０人（令和６年４月１日現在）

・県立阿賀黎明高等学校
学　級　数：３学級
児童生徒数：４９人（令和６年４月１日現在）

２．調査研究のテーマ、概要、指定理由

調査研究のテーマ	学校を中心に、地域とともにすすめる人権教育

〇調査研究のテーマを設定した目的

新潟県人権教育基本方針では、学校教育における人権教育について「差別の現実に深く学び、幼児児童生徒や保護者、地域と深くかかわるといった『かかわる同和教育』の理念を踏まえ、一人一人を大切にしながら、人権が尊重される学級づくり、学校園づくりを全校体制で行う」とともに、「幼児期からの発達の段階に応じた計画的・組織的な人権教育を行い、人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を養い、互いに自他の大切さを認め合う態度や行動力を身に付けさせる」ことを目指している。

さらに、令和３年の改定で、「差別の現実に学ぶためには、知識を身につけるだけでなく、差別の現実と向き合うことが大切であること」「被差別の当事者や差別をなくすために日々尽力されている方の思いに耳を傾けることを通して、人権について学び、差別をなくすために具体的に行動できる態度を育んでいくこと」など、差別の現実に学ぶことを改定のポイントの１つとした。

阿賀町では、「一人ひとりが人権を尊重し、心豊かに暮らせる阿賀町」を目指して、人権教育・啓発に関する施策を推進している。阿賀町人権に関する町民意識調査（平成 28 年実施）の中で、「人権問題に関心がある」と 66%が回答した。一方、地域と関係が深い問題であるにもかかわらず、「新潟水俣病患者等の人権に関心がある」と回答したのは、わずかに 18.3%だった。

新潟水俣病に関するアンケートより
＜新潟水俣病における問題点＞
「新潟水俣病患者等であることに対する偏見をもつこと」(44.0%)
「地域での日常生活上、差別的な言動をすること」(21.3%)
「新潟水俣病患者等が十分に救済されていないこと」(20.8%)
「わからない」(25.4%)
＜新潟水俣病患者等の人権を守るために必要なこと＞
「水俣病患者等のための相談・支援体制を充実させること」(33.3%)
「水俣病の原因・被害状況について理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」(28.2%)

このことから、本事業を活用し、阿賀町の児童生徒が阿賀町で発生した新潟水俣病について学ぶことを通して、正しい理解の下、郷土に誇りをもって社会に羽ばたける人材育成の土台としたい。併せて、保護者や地域住民へも実践を周知しながら阿賀町全体の人権意識の向上を目指したい。

〇調査研究の概要

小学校、中学校、高等学校それぞれの発達段階に応じて、新潟水俣病を中心として様々な人権課題について授業を実践する。同和問題、インターネット差別などを学習することで、差別の構造に焦点をあてて新潟水俣病差別を考える。新潟水俣病に関し

ては、専門家に指導を仰ぎながら異校種の教職員で指導案を練り上げていく。また、新潟水俣病に関する教職員向けの研修会を開催し、最新の知見を学ぶともに、人権に関する授業を実践するための知識や心構え等を身に付ける。これらの活動を基本にして、児童生徒が新潟水俣病に関する問題を自分事としてとらえることができるようにする。併せて、保護者や地域住民への発信、広く県内・県外への発信を通して人権意識の向上を図っていく。

〇指定理由

新潟県東蒲原郡阿賀町は、新潟水俣病の発生源となった阿賀野川流域に位置している。新潟水俣病は、地域住民への健康被害だけでなく、被害者や家族に対する差別や中傷、偏見を生むなど、地域社会に深刻な被害をもたらした。阿賀町では「阿賀学」と銘打って、保育園から高等学校までの１５年間を通した地域学習を進めていく中で、こうした歴史の教訓から学び、正しい知識と差別を許さない心情を育むための人権教育について実践している。令和７年は、新潟水俣病公式認定から６０年となる。本事業を通して、学校が地域とさらに一体となって、新潟水俣病に関する人権教育に取り組むことや、この取組を広く発信することの意義は大変大きいと考える。

３．取り組んだ人権課題

※　該当するものに〇印。複数選択可。うち、最も主要な人権課題１つに◎印。
※　下線部は、令和７年度事業における重点課題。

① 子供	
② 女性	
③ 高齢者	
④ 障害者	
⑤ 同和問題	
⑥ アイヌの人々	
⑦ 外国人	
⑧−１ HIV 感染者等	
⑧−２ ハンセン病患者等	
⑨ 刑を終えて出所した人	
⑩ 犯罪被害者等	
⑪ インターネットによる人権侵害	
⑫ 北朝鮮当局による拉致問題等	
⑬ 性的指向、性自認	
⑭ その他（　　）	◎

４．調査研究の内容等

〇調査研究の内容

①教職員の人権教育（新潟水俣病）に係る理解の促進を図るために、小学校、中学校、高等学校合同で研修する機会を設定する。
②小学校、中学校、高等学校それぞれの発達段階に応じた新潟水俣病に関わる授業公開を実施する。
③これまで阿賀町が進めてきた地域学習である「阿賀学」をベースとして、小・中・高で連携し、指導計画を見直し改善する。また、人権教育の視点で教科横断的な指導方法を検討し実践する。
④町ホームページや各校のたより等を活用して学習成果の紹介と啓発を図る。また、オンライン会議を活用し、他地域との児童生徒と交流を行う。

〇実施方法

【調査研究内容①について】

① あがのがわ環境学舎の協力のもと、以下の教職員対象研修プログラムを実施

ア 阿賀町近代産業の光と影の歴史を学ぶ研修プログラム

・ 研修前半（座学）は、①新潟水俣病の発生場所とその原因、②食物連鎖と昔の暮らしの関係、③新潟水俣病の被害のポイント（初期段階、裁判、差別、症状）等を学習した。《小中学校で実際行う授業を模擬体験》

・ 研修後半（現地見学）は、草倉銅山、鹿瀬発電所や旧昭和電工鹿瀬工場の周辺（阿賀野川への排水場所等を含む）を見学した。

・ 参加者は 15 人（小学校籍：６人　中学校籍：６人　高等学校籍：３人）

イ 新潟水俣病の発生原因を学ぶ研修プログラム

・ 研修前半（座学）は、新潟水俣病の発生原因として、①工場で何を製造していたのか、②どのようにして有機水銀を発生させたのか等を学習した。《小中学校で実際行う授業を模擬体験》

・ 研修後半は、旧昭和電工鹿瀬工場の周辺（阿賀野川への排水場所を含む）と鹿瀬工場内にある排水処理施設等を見学した。

・ 参加者は 10 人（小学校籍：２人　中学校籍６人　高等学校籍：２人）

ウ 新潟水俣病の最新の知見を学ぶ研修

・ 研修内容は、新潟水俣病が発生してから 60 年が経過した今でも継続している被害者の苦しみや裁判の状況等について学習した。

・ 参加者は 18 人（小学校籍：１０人　中学校籍：６人　高等学校籍：２人）

② 広域研修　町教委指導主事が以下を訪問し、研修内容を会議の場で共有

ア 熊本県水俣市の国立水俣病情報センターおよび水俣病歴史考察証等を訪問した。

イ 富山県富山市のイタイイタイ病資料館等を訪問した。

ウ 三重県四日市市の四日市公害と環境未来館等を訪問した。

【調査研究内容②について】

① 小中合同指導案検討会（高等学校は発達段階を考慮し、単独の授業を実施）

ア 出席者は７人（指導者：２人　小学校５年担任：３人　中学校１年担任：２人）

イ 授業は全６時間構成とし、前半４時間はあがのがわ環境学舎による授業、後半２時間は学校の先生による授業を行うことを決定した。

ウ 小学校は５年生、中学校は１年生で実施することを確認した。

エ ６時間目の授業（道徳）の授業案について検討し、指導の方向性について確認した。また、全小中学校で道徳授業を公開し、授業者が参観し合うことを通して指導案をブラッシュアップすることを確認した。

② 小中学校で実施した授業（全６時間）

ア 第１時は、①新潟水俣病の発生場所とその原因、②食物連鎖と昔の暮らしの関係、③新潟水俣病の被害のポイント（初期段階、裁判、差別、症状）等を学習した。

イ 第２時は、新潟水俣病の発生原因として、①工場で何を製造していたのか、②どのようにして有機水銀を発生させたのか等を学習した。

ウ 第３時

Ａ）小学校：旧昭和電工鹿瀬工場周辺の現地見学を行った。工場正門前、鹿瀬

発電所を望む展望台、工場が見渡せる高台、有機水銀が流れ出た排水口を見学した。

Ｂ）中学校：実際に旧昭和電工鹿瀬工場（現 新潟昭和）を訪問し、社員の方から説明を受けたり、現在の排水処理施設などを見学したりした。

エ　第４時は、新潟水俣病の被害者である、立川小三郎さん（阿賀町五十島出身）の話を映像で視聴することを通して、当時の生活の様子や、被害者の病気の症状、その苦しみなどについて学習した。

オ　第５時は、第１時から４時までで学んできたことについて、児童生徒が感じたことや考えたことなどを書き出してまとめさせた。

カ　第６時は、資料「ある新潟水俣病患者の訴え」（生きるⅢ）をもとに、小中学校の先生方による道徳授業を行った。

③　高等学校授業（全２時間）

ア　第１時は、①新潟水俣病の発生場所とその原因（工場で何を製造していたか、どのようにして有機水銀を発生させたか）、②食物連鎖と昔の暮らしの関係、③新潟水俣病の被害のポイント（初期段階、裁判、差別、症状）等を学習した。

イ　第２時は、新潟水俣病の被害者である、立川小三郎さん（阿賀町五十島出身）の話を映像で視聴することを通して、当時の生活の様子や、被害者の病気の症状、その苦しみなどについて学習した。

【調査研究内容③について】

これまで、新潟水俣病に関わる「阿賀学」の実践は、小学校では６年生を中心に行われており、中学校および高等学校ではあまり実施されていなかった。そこで本事業において、以下のように指導計画を変更して実施した。

①　小学校：社会科の授業で公害を学習する５年生を対象学年として、授業を実施した。

②　中学校：対象学年を１年生とした。小学生の時、旧昭和電工鹿瀬工場周辺の現地見学を実施済みであったことから、今回は工場内の見学を実施し、実際に排水処理施設を見学したり、工場で勤務する方から説明を受けたりした。

③　高等学校：対象学年を１年生とした。町外出身の生徒が半数いたため、新潟水俣病の発生原因や発生場所等、基本知識を身につけた後、被害者（立川小三郎さんの映像）の話を聞いて、その苦しみ等に共感する授業を実施した。

【調査研究内容④について】

①　オンライン交流授業

阿賀町立津川小学校と富山市立宮野小学校との間で、オンライン学習成果交流会を実施した。津川小学校からは新潟水俣病について、宮野小学校からはイタイイタイ病について、学習したことをそれぞれ発表した。そして、異なる公害であっても、同じように差別や偏見で苦しんでいる被害者の方がいること等を学習した。

②　学習成果の紹介と啓発

第６時の道徳授業では、公開クラスの保護者に参観を促し、事後アンケートに協力いただいた。また、本事業の取組のまとめについて町の広報誌に掲載する予定である。

〇検証・評価・改善・普及

① 教職員の人権に関する意識の調査

教職員対象研修プログラム実施後に以下のアンケート（５段階の定量調査）を行った。

Ａ） 「研修の全体的な内容は満足できるものだったか」について、肯定的評価が 100%だった。

② 児童生徒の人権に関する意識の調査

授業（６時間）実施前後に、以下のアンケート（４段階の定量調査）を行った。

ア 知識的側面

Ａ） 「新潟水俣病が発生に至るまでの経緯について分かっている」について、肯定的評価が 31.9 ポイント上昇した。（事前：68.9% 事後：100%）

Ｂ） 「新潟水俣病の被害状況について分かっている」について、肯定的評価が 45.2 ポイント上昇した。（事前：53.3% 事後：98.5%）

Ｃ） 「新潟水俣病に関わって発生した人権侵害について分かっている」について、肯定的評価が 38.9 ポイント上昇した。（事前：53.3% 事後：92.2%）

イ 価値的・態度的側面

Ａ） 「阿賀町で発生した新潟水俣病について町外の人に尋ねられた時、これまで差別や公害を乗り越えてきた、乗り越えようとしていることに誇りをもち、新潟水俣病について伝えることができる」について、肯定的評価が 36.3 ポイント上昇した。（事前：55.9% 事後：92.2%）

Ｂ） 「これからの新潟水俣病の問題解決に向けてどの様な事が必要か考えることができる」について、肯定的評価が 44.9 ポイント上昇した。（事前：52.0% 事後：96.9%）

ウ 技能的側面

Ａ） 「周囲の噂や目の前の出来事だけに左右されず、正しく理解・判断することを心掛け、行動することができる」について、肯定的評価が 0.5 ポイント低下したが、事前は 89.6%、事後は 89.1%で、いずれも 90%付近と高い数値になっている。

③ 保護者、地域住民の人権に関する意識の調査

道徳の公開授業後に以下のアンケート（４段階の定量調査）を行った。

ア 「学校の授業を参観して、新潟水俣病への理解は深まったか」について、肯定的評価が 87.5%だった。

イ 「学校の授業を参観して、人権意識は高まったか」について、肯定的評価が 100%だった。

④ 意識調査結果等からの考察

ア ① 教職員の人権に関する意識の調査等から、先生方が新潟水俣病について正しく理解することができたことが伺える。また、それにより自信をもって新潟水俣病の道徳授業を実施することができたと考える。

イ ② 児童生徒の人権に関する意識調査結果から、実施した授業（６時間）が、「郷土（阿賀町）で発生した公害（新潟水俣病）について正しく理解すること」「新潟水俣病被害者が受けた差別や偏見に憤り、病気に対する差別をなくしていこうとする心情を育てること」「病気だけでなく、様々な差別や偏見を許さず、様々な人と共に力強く生きていこうとする態度を育てること」につながったと考える。

ウ ③保護者、地域住民の人権に関する意識の調査から、授業参観が保護者の人

権意識向上につながったと考える。事後アンケートで「授業では新潟水俣病への理解が深まらなかった」と回答したが、家庭で子どもと授業について話した結果、理解を深めることができたと話す保護者もいた。授業公開後に家庭で新潟水俣病を話題にすることにつながったのは、本事業の成果であったと考える。

エ　事業全体を通して、一般社団法人あがのがわ環境学舎の協力は非常に大きかった。新潟水俣病の正しい知識を伝達する授業（座学および現地見学）は、子どもの正しい理解を促すだけでなく、先生方の負担軽減にもつながった。

５．推進体制（都道府県・指定都市教育委員会を含む）

